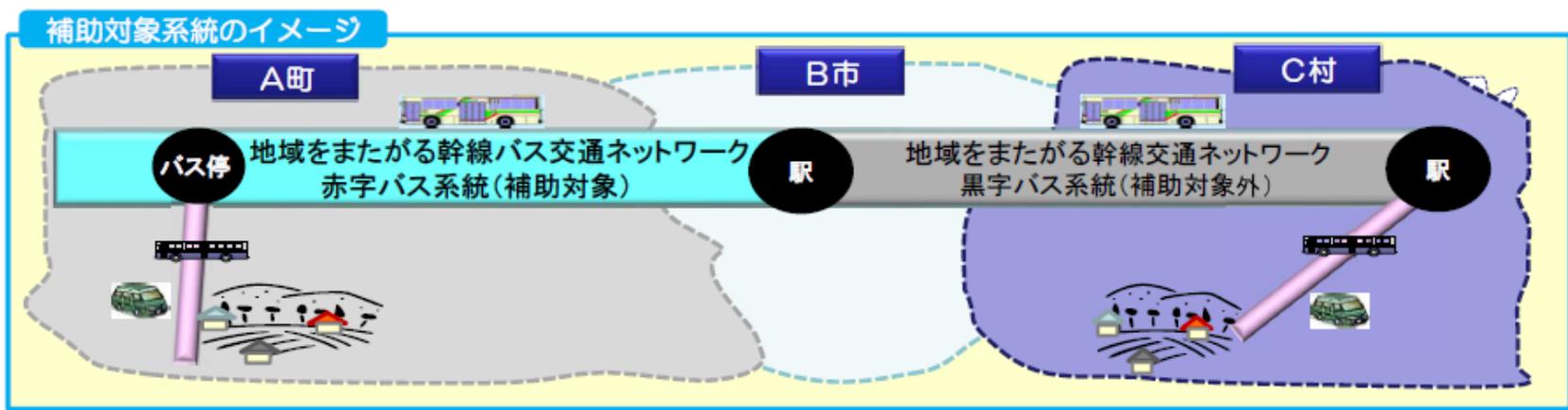


## 令和 7 年度（令和 6 年 1 0 月～令和 7 年 9 月）における 尾張旭市交通基本計画（改訂版）の地域公共交通確保維持事業について

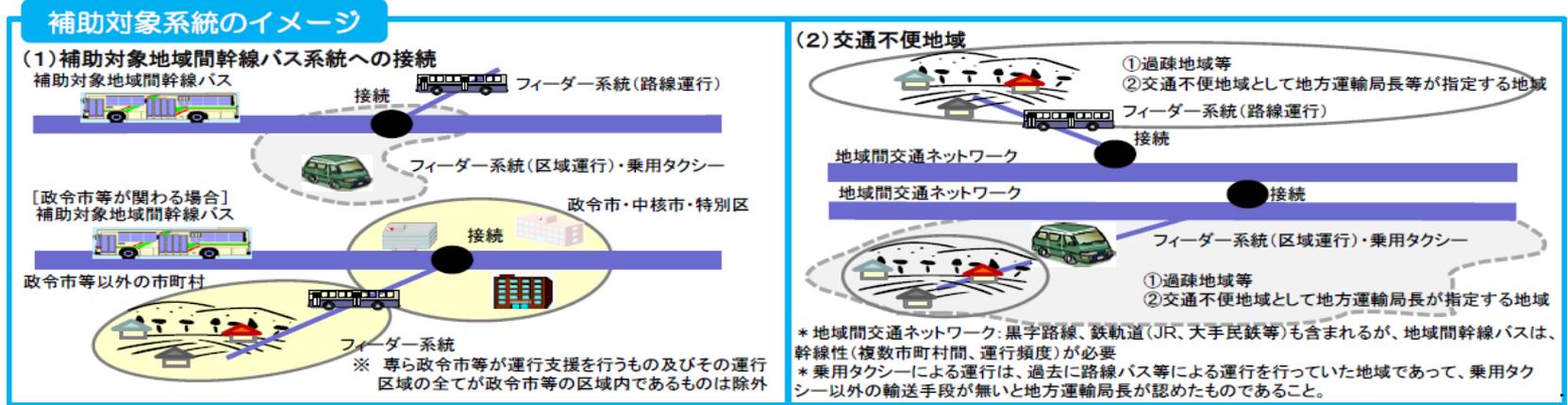
地域公共交通計画の内容を有する「尾張旭市交通基本計画（改訂版）」で位置付けた地域公共交通確保維持事業により、尾張旭市営バス東西ルートを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要であるため、協議するものです。

令和 6 年 5 月 2 8 日

# 地域間幹線系統補助

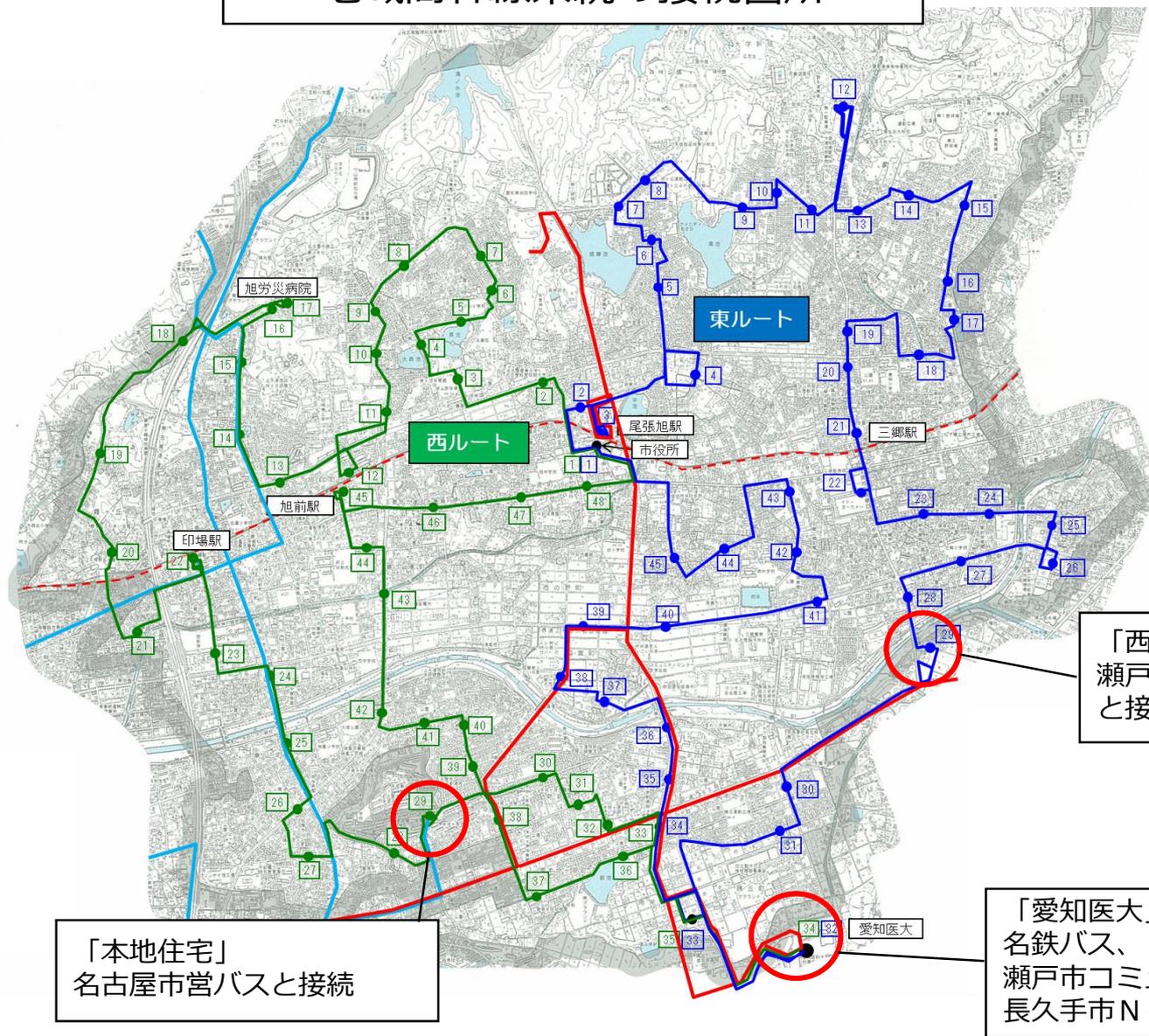


# フィーダー系統補助



尾張旭市営バスは「地域間幹線系統補助」を受けて運行

## 地域間幹線系統の接続箇所



## ① 地域公共交通計画と補助制度の連動化について

国土交通省資料抜粋

国土交通省では、地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者等へ支援を行っているところです。これまでの補助制度では、補助要件として地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)の作成や、同計画における補助系統の位置付け等を求めていませんでしたが、真に公的負担により確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、活性化再生法と呼びます)」の改正と合わせる形で、**地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化(計画制度と補助制度の連動化)**を行いました。

今後、補助事業の活用のためには、**補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等**について、原則、**補助系統が跨がる全ての市町村の地域公共交通計画又は都道府県の地域公共交通計画に記載が必要であり、活性化再生法に基づく協議会等(以下、法定協議会と呼びます)において協議がなされる必要があります**。特に、**幹線系統については都道府県の計画への位置付けも想定しており、今後は都道府県による計画作成も重要となります**。

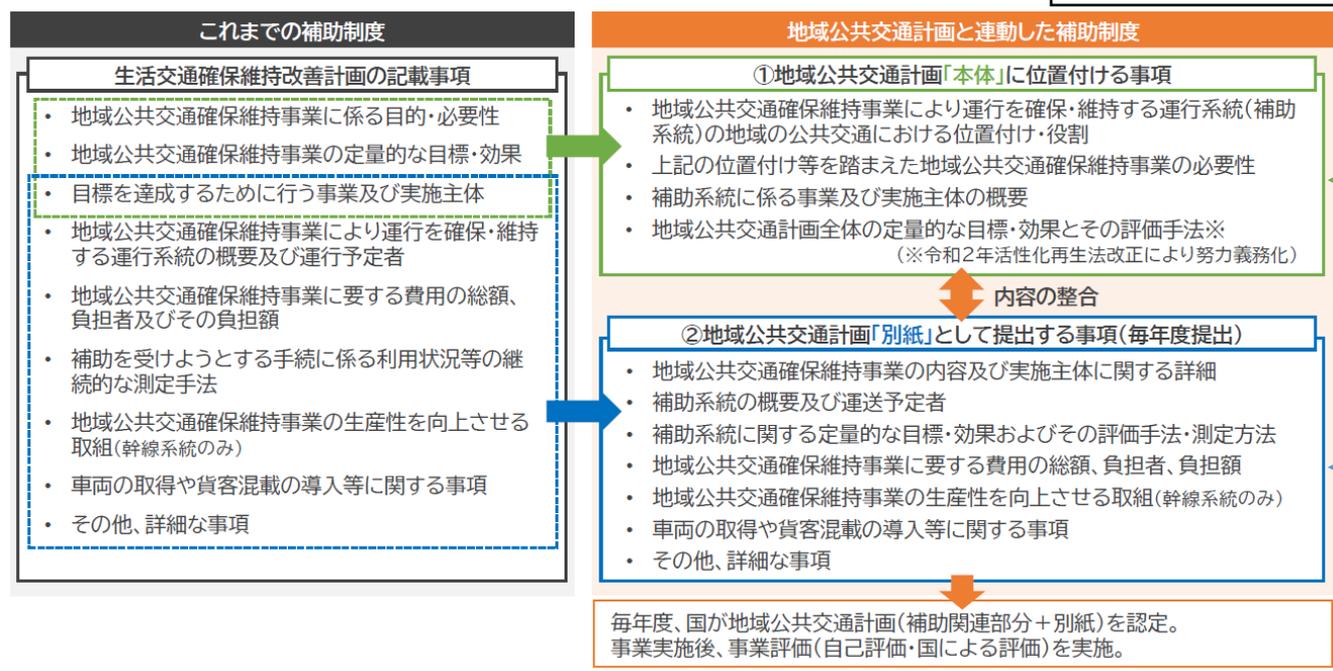
また、これまで補助事業を活用する際に国土交通省に提出していた「生活交通確保維持改善計画」で位置付けられてきた補助系統に関する事項のうち、上記のような地域公共交通計画の「本体」に位置付ける事項**以外**については、**計画の「別紙」として提出することとなりました**。別紙についても、地域公共交通計画の一部として、法定協議会における協議の**手続等を経る必要**があります。

本市では令和6年3月に補助事業活用の必要性等を記載した地域公共交通計画の内容を有する「尾張旭市交通基本計画(改訂版)」を策定

補助事業を活用するには、上記計画の本体に位置付ける事項以外にも、計画の「別紙」を尾張旭市地域公共交通会議の協議を経て毎年度提出する必要がある

今回協議部分

## 国土交通省資料抜粋



本市では地域公共交通計画の内容を有する「尾張旭市交通基本計画（改訂版）」にて、  
本体で位置付ける事項については、記載済

補助事業を活用するには、本体の内容と整合が取れている計画の「別紙」を  
尾張旭市地域公共交通会議の協議を経て毎年度提出する必要がある

**今回協議部分**

## 4.補助内容と申請の流れ

### 補助内容

- 補助対象事業者  
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費  
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



#### <補助対象経費算定方法>

予測費用  
(事業者のキロ当たり経常費用見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)  
－  
予測収益  
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)

- 補助率  
1/2
- 主な補助要件
  - ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
  - ・複数市町村にまたがる系統であること  
(平成13年3月31日時点で判定)
  - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
  - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
  - ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
  - ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
  - ・経常赤字が見込まれること

地域公共交通計画の「別紙」の作成(目標値や利用促進策等を記載)  
※6月末までに国に提出

今回

運行 (令和7年度: 令和6年10月～令和7年9月)

期間終了後、事業評価

※事業評価についても尾張旭市地域公共交通会議での協議が必要